議案第25号

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定について

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年2月10日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市学校給食センターの施設として与儀学校給食センターを設置するため、 この案を提出する。

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

那覇市学校給食センター設置条例(昭和47年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後				
(名称及び位置)			(名称及び位置)				
第2条 給食センターの施設の名称及び位				第2条 [略]			
	置は、次の表のとおりとする。						
	名称	位置			名称	位置	
	[略]			[略]			
	開南学校給食センター	[略]		開南	学校給食センター	[略]	
				与儀	学校給食センター	那覇市与儀1丁	
						目1番1号	

備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。